

小松満の コラム ひとり言

第1回

新型コロナウイルス 感染症について

理事長 小松 満



昨年暮れに中国武漢市で原因不明の肺炎が発生しました。年が明けて猛烈な勢いで感染者及び死亡者が増え続ける武漢市の状況が報道されて世界中に衝撃を与えました。

1918年から1920年かけて大流行したスペイン風邪からちょうど100年になります。

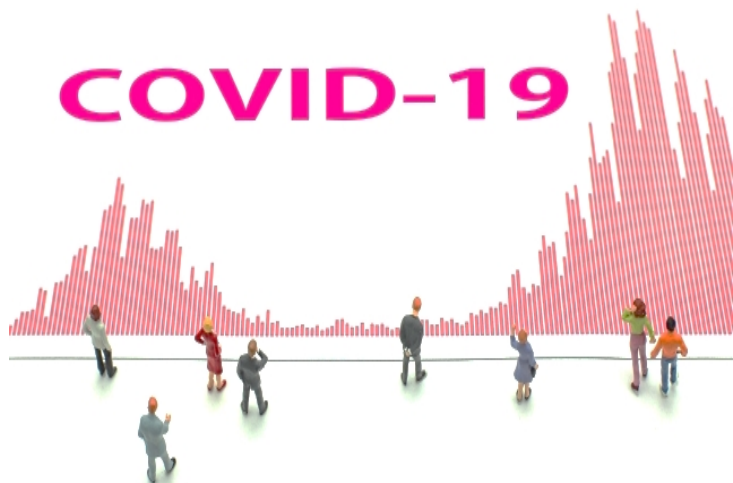
日本国内初の感染者は1月16日に見つかりましたが、2月4日にクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」で感染者が多発したことが不運でした。4000人近くの乗員がいる閉鎖空間での感染であり、世界でも前例のない初めての事態なので対応が混乱したことは致し方がないと思っています。アメリカの有名新聞をはじめとした海外のメディアの日本たたきには極めて違和感がありました。その後感染は欧米に広まり、日本の対応批判どころか密閉・密集・密接の3密を避けることやマスクの着用、手洗いなどの予防処置が効果的であることを認めざるを得なくなりました。PCR検査はその少なさに批判が集中しましたが、人的、物的に少ない中、第1波を何とか鎮静化する事には成功しました。

しかし、習近平訪日や東京オリンピック・パラリンピックの開催があることが影響したとはいえ、政府の対応が後手、後手に回ったことは事実です。批判された政府の対応を上げてみると、PCR検査不足、全国一斉の臨時休校、緊急事態宣言の遅れ、アビガン、アベノマスク、特別定額給付金の混乱、Go Toトラベルとやることなすことがすべて裏目に出てまさに政権末期の状態でした。感染拡大を防ぐための具体策を全く示さず、問題を都道府県や国民に責任転嫁しています。

今まさに第2波が襲っています。沖縄では医療崩壊が起ころうとしています。官房長官が「緊急事態宣言を再発令する段階ではない」と会見のたびに発言するのを見て、戦時中の大本営発表のように思えてなりません。

知事会議は特別措置法を罰則もある法律に改正することを要望していますが、政府は「人権的な問題

があり、すぐにはできない。時間がかかる」として対応していません。時間がかかるならすぐに国会を開いて協議したらどうでしょうか。正直者が馬鹿を見ることは許されません。安倍首相は、新型コロナ感染が終息したら協議すると言っています。2009年の新型インフルエンザ流



行後に有識者会議がPCR検査体制の拡充を提言しましたが放置されました。ダイヤモンドプリンセス号の時に病院船の建造が話題になりました。東日本大震災の後にも提案されましたがうやむやになりました。日本の行政は、のど元過ぎれば熱さを忘れるのです。残念ながらそういう国なのです。

安倍前首相が体調を崩し、そのあとを菅首相が誕生しました。安倍前首相が約束したことを実行してほしいと思います。

話は変わりますが、一つだけ期待していることがあります。カジノが日本にできなくなる可能性があるようです。新型コロナ感染拡大の影響で、海外のカジノが閉鎖に追い込まれているのとのこと。

私が日本のカジノ解禁に反対する理由は、日本ではカジノに対する規制をいくら厳格にしても適正に対応できない恐れがあるからです。緊急事態宣言後に自治体によって自粛要請されたパチンコ店の状況を見ればわかるでしょう。依存症が問題にされていますが、それよりも換金できることが問題なのです。換金できなくすれば依存症も少なくなると思われます。警察庁は換金が直ちに違法となるものではないと言っているようです。違法であることを認めているようなものです。抜け道を作っているのです。

また、東京都では感染防止と指針を順守していることを示す「感染防止徹底宣言ステッカー」を作りました。しかし、その認証マークを張り出している事業所から感染者が出て大騒ぎになりました。確かにどんなに厳しく感染対策をしても絶対安全だとはいえません。ただダウンロードすれば審査もなく誰でも使えるのです。あわてて実際に感染予防対策をしているか調査するとのことですが行政はアリバイづくりをしているだけなのです。

そういう国なのです。残念ながら。

新しい生活様式が提案されています。まず行政が変わらねばなりません。そして、日本も日本人も変わらなければなりません。

特に国民のために危険な業務に携わっている医療従事者や心ならずも感染してしまった人に対して、誹謗中傷をするような人々がない社会にしたいと思います。



小松整形外科医院における

新型コロナウイルス 感染症に対する 予防防止対策について

対策実施中



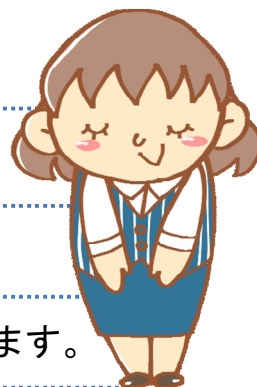
◎ 外来を受診される方へ ◎

新型コロナウイルス感染症の防止のため、

外来で行っている防止策について一部ご説明します。

その他、当院で定めているステージ毎の取り組み表に

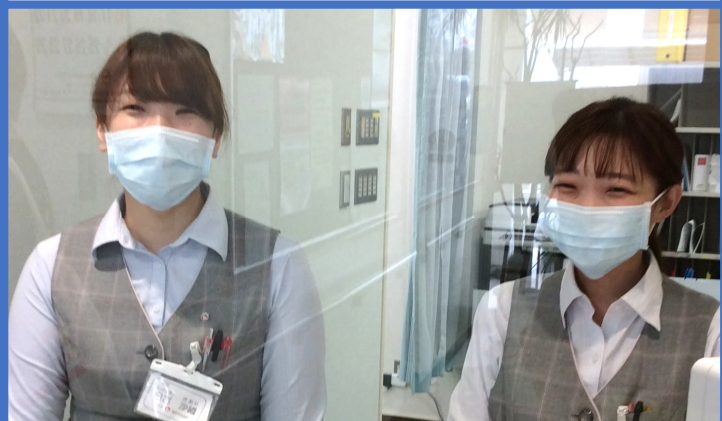
沿って行っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。



マスクの徹底



職員全員マスクを着用しています。
患者様にも、症状の有無に関わらず
受診の際、マスク着用をお願いします。



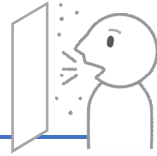
手指消毒・検温



受付時に手指消毒と非接触型体温計にて
発熱チェックをさせていただきます。
同時に、海外渡航歴の有無も確認します。



受付・会計に ガード設置



対面で接触する受付・会計では、飛沫による感染予防のため、ガードを設置させていただきます。



1 時間毎に 10分換気



玄関ドア・待合室や病室の窓を、1時間に1回、10分間開け、空気の入替えをいたします。



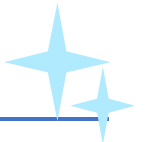
2 時間毎に 待合室の消毒



たくさんの患者様をご利用される待合室の椅子や手すりを、2時間おきに消毒します。



患者様用ファイルの 消毒



患者様にお渡しするファイルも、使用後に消毒しております。



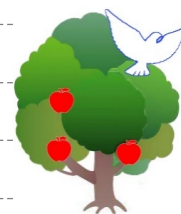
ご紹介します！

通所リハビリテーション

すだち

通所リハビリテーションすだちは、
専門的なりハビリを行うことができる
福祉施設です。

ご利用者の方々がより健康に、
自立した生活を送ることができるよう
サポートしていきます。



● 1日のご利用の流れ

朝、ご自宅から施設までお迎えにあがります。体温、血圧等、健康状態のチェックをした後、理学療法士と一対一で、その方に合った専門的な機能訓練を行います。また、個々の身体に合わせて作成したトレーニングプログラムを行います。このトレーニングは畳など、ご自宅でも行えるプログラムとなっております。

昼食は、施設内で調理した温かいお食事を召し上がることができ、糖尿病食、減塩食なども対応できます。

午後は、リハビリを兼ねた集団体操や様々なレクリエーションなどを行い、お茶とおやつで一息ついて頂き、ご自宅までお送りいたします。



● ご利用者様の声

理学療法士に個別指導、自宅用のトレーニングメニューを作成して頂いているので大変ありがたい。

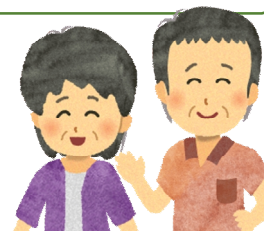
また、介護士さんの指導を受けながらのデイケアの日はすごく楽しい。最近、出先に杖を忘れる事が多くなり嬉しい悲鳴をあげている。

(Yさん)

膝関節手術後、筋肉の衰えと脊柱管狭窄症による足首に麻痺があると認識することとなり、リハビリの為に“すだち”に通っております。介護士の皆様の適正なるご指導と理学療法士の特別なカリキュラムによりリハビリを頑張り、自分の足でしっかりと歩けるようにと日々、汗を流しております。(Kさん)

知力・気力・体力の活性化に実感あり。

親切なスタッフの皆さんと参加されている皆様とコミュニケーションを取りながら楽しく通っています。(Hさん)



ご存知ですか？

デイサービス と **デイケア** の違い● **デイサービス（通所介護）**とは？

入浴や食事などの日常生活上の支援を受けたり、レクリエーションや機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持向上や家族の介護の負担軽減をすることを目的とした介護保険サービスです。

● **デイケア（通所リハビリテーション）**とは？

在宅での自立した生活を送るため、医師の指示の下、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士といった専門職によるリハビリを目的とした介護保険のサービスです。また、食事、入浴などの支援を受けたり、身体機能を向上させる為のレクリエーションなどが行われます。

デイサービスと
デイケアは
目的が違うため、
スタッフやサービスも
大きく異なります。



すだちは
こちらです！

すだちをご利用になるには？

楽しい仲間と一緒に、
楽しくリハビリをしてみませんか？

介護保険を申請し、**要支援1～2、要介護1～5の認定を受けた方が対象**となります。

介護認定がない方は窓口に相談を

介護サービスを利用するには要支援・要介護認定が必要です。介護や支援が必要と感じたら、担当地区のおとしより相談センターや市役所の担当窓口（介護保険課・高齢福祉課）に相談しましょう。

要介護（要支援）認定の申請

申請は利用者本人または家族のほか、成年後見人、おとしより相談センター、省令で定められている居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

認定調査を受け、調査の結果などから介護度の決定

寝返りや起き上がりの可否、食事の状況、衣類の着脱、認知機能、薬の服薬、金銭管理など、様々な項目の調査が行われます。

【要支援認定1・2】
住んでいる地区の
おとしより相談センターへ連絡

【要介護認定1～5】
ケアマネジャーのいる
居宅介護支援事業所の選択

見学・体験利用

実際にすだちまで見学に来たり、1日の流れを体験して頂く体験利用がございます。

ぜひ一度、見学に
お越しください。
お待ちしております！

主治医に診察情報提供書の
作成依頼

契約

サービスの利用開始

ご質問等ございましたら、
お気軽にお問い合わせください。

▶ ☎ 029-270-0033

すだち 介護士/菊地裕子まで
営業時間 8:30～17:30（月～金）